



最高裁秘書第3337号

平成29年7月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第46号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 (直通)



平成 29 年 7 月 25 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

### 理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

7 月 25 日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をすると主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

司法研修所の弁護教官に対する謝金の決定方法が書いてある文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、3 月 23 日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件申出に係る「司法研修所の弁護教官に対する謝金の決定方法が書いてある文書（最新版）」は、作成又は取得していない。

なお、「謝金の決定方法」とは、「謝金の決定手続」とあると解され、謝金

の決定手続が書いてある文書として、事務フローや事務処理に関するマニュアル等が考えられるところ、謝金の決定手続は、支給調書を起案し、司法研修所長の決裁を受けて具体的な支給額等を決定する簡易な事務手続であることから、謝金の事務フローやマニュアル等を作成する必要はなく、「司法研修所の弁護教官に対する謝金の決定方法が書いてある文書」は、作成又は取得していない。よって、申出に係る文書を開示とした原判断は相当である。

(

(